

市場価格調整率の計算式における「会社の定める調整率」＜2025 年 4 月 1 日現在＞

- 2022 年 4 月以降に契約した下記の保険契約の解約等（※ 1）の際に適用される市場価格調整について、その市場価格調整率の計算式における「会社の定める調整率」の値を掲載しております。
- 「会社の定める調整率」は、運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ 0.00%から 0.10%までの範囲でマニュライフ生命が定めた率です。
- 「会社の定める調整率」は、市場価格調整率計算基準日（※ 2）時点の値が適用されます（契約時には定まっていません）。なお、下表の「会社の定める調整率」の値は 2025 年 4 月 1 日現在のものであり、将来変更することがあります。「会社の定める調整率」の値の変更がある場合は、その変更日から変更後の値を適用いたします。

保険契約	契約日	契約通貨	市場価格調整率計算 基準日が以下の場合	「会社の定める調整率」の値
通貨選択型一時払終身保険	2022 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	米ドル、豪ドル	2025 年 4 月 1 日～	0.10%

（※ 1）解約のほか、減額や年金の一括支払等の際にも市場価格調整が適用されます。

（※ 2）くわしくは、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。